

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は、安心・安全な医療体制の基盤になるものです。

当院は、感染対策防止を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策委員会の設置

当院における感染防止対策に関する審議機関として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染対策に関する事項を検討します。

3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌に関する感染情報レポートを作成し、感染対策委員会での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 患者への情報提供と説明に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示するとともに、患者様及びご家族様に疾病の説明をするとともに、院内感染防止について説明して理解を得られた上でご協力をお願いしています。

6. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染患者が発生または疑われる場合は、感染対策委員会において速やかに発生原因を追究し、改善策を立案し実施するため全職員へ周知徹底を図ります。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の医療機関や保健所と速やかに連携対応します。

7. その他の当院における感染対策推進のための基本方針

院内感染対策防止の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

春日井整形あさひ病院 感染対策委員会